

ヨシ群落保全審議会におけるこれまでの議論について

令和 2 年 3 月 25 日 新型コロナウイルス感染症のため開催延期

第 34 回滋賀県ヨシ群落保全審議会（平成 31 年 3 月 7 日）

- ・ヨシ群落の面積はほぼ昔並みに回復しているが、ヤナギ林となっているところや株化しているところが多く存在し、質的には昔と異なる。今後は、そのような視点からもヨシ群落を評価する必要がある。
- ・抽水植物（ヨシ等）の面積には、ハス、マコモ、オギも含まれている。ひとまとめにしてしまうとヨシ群落として健全かどうかの評価ができない。
- ・昔、ヨシ群落のヤナギは、薪にするためあるいはヨシを守るために、人の手で伐採されていたようだ。ヤナギをどのように管理・利用していくのか議論が必要。
- ・地域のヨシ群落にとって何が望ましい姿なのかを共有し、ヨシ群落を管理していくルールや仕組みが必要。
- ・ヨシ群落保全活動団体の方々は個々のヨシ群落の状況をよく把握していると思われるので、協力を仰ぐべき。
- ・ヨシ群落保全活動団体の活動が継続されるように支援を行う必要があるが、金銭的な支援のみでは長続きしない。支援の方策についても検討する必要がある。
- ・（ヨシの高さと面積を入力するとヨシカーボン量を求めることができるヨシ刈り活動による CO₂回収量の算定ツールの案を事務局から提案。）ヨシ群落が持つ機能を科学的に評価し、見える化するものであり、ヨシ刈りなどに取り組む企業などからは喜ばれるのではないかと。
- ・ヨシ群落保全の活動団体に対し、ヒアリングを行う予定。

第 33 回滋賀県ヨシ群落保全審議会（平成 30 年 3 月 12 日）

- ・ヨシ群落を保全することによる効果について科学的な評価により整理するべき。
- ・過去、造成した箇所の現状について、事業実績効果について総括をするべきである。
- ・ヨシ群落保全活動団体調査結果を活用し、団体同士がつながる方向に持っていく。
- ・活動されている方を条例等により把握をするべきである。また、活動している人たちがお互いにどのような活動をしているか知らない。活動している人たちがつながるための場づくりが必要である。
- ・ほかの計画（マザーレイク 21 や琵琶湖再生保全計画、SDGs）との関わりどうか。
ヨシ条例もヨシの保全状況の実態に合わせて変化していくべきである。
- ・今後の方針、ロードマップについて示すべきである。
- ・適切なヨシの保全管理方法についてマニュアル作成するべき。
- ・「何のために」「どういう仕組み」「どのような評価」で保全するのかをしっかりと定めるべき。
- ・ヨシ群落保全活動の活動目的を明確に示すべき。

第 32 回滋賀県ヨシ群落保全審議会（平成 29 年 3 月 10 日）

- ・科学的な根拠に基づいたヨシ群落保全（維持管理、造成）が必要である。
- ・ヨシ原そのものの科学的な評価も整理する必要がある（生態系、実際の“浄化能”等）。
- ・ヨシの利活用だけでなくヨシ群落そのものの価値を普及していくべき。
- ・ヨシ保全において水位の問題も科学的な側面から議論していく必要がある。
- ・活動している人たちがお互いにどのような活動をしているか知らない。活動している人たちがつながるための場づくりが必要である。県も活動している団体の情報を把握する必要がある。

ヨシ群落保全基本計画等見直し検討会（平成 28 年 12 月 20 日）

- ・ヨシ群落保全活動において団体同士が横に「つながる」、現場で頑張っている人たちを社会的に応援し、「支える」、広く社会に活動を「知らせる」ことが大事である。
- ・何のためにヨシ刈りをするのか。ヨシ刈りは手段であって、その先にある目的（琵琶湖や自然環境の再生等）を見失ってはならない。
- ・大きな目的の前に横たわっている問題点（湖岸の分断、外来植物、人とのつながりの希薄化）を解決する必要がある。

第 31 回滋賀県ヨシ群落保全審議会（平成 27 年 11 月 25 日）

- ・造成だけに目がいって、人との関わりの取り組みが見えにくいのではないか。
- ・ヨシの「水質浄化機能」がひとり歩きしている。
- ・ヨシ帯再生には、地元の思いが大切である。